

困った時、迷った時、悲しい時、
どうすればいいのか判らない時の相談先

和気町こどもまんなか支援室 〒709-0495 和気町尺所555番地
0869-93-4550
平日9時～17時

ハートフルおかやま110 086-224-7110
年中無休

こどもの人権110番 0120-007-110
平日9時～17時

岡山県女性相談支援センター 0866-235-6101
DV夜間・土曜電話相談 平日16時30分～20時
土曜日9時～16時30分

嫌だなと思っても、そういう空気じゃない。
耐えるのは慣れているから大丈夫。
「みんな」や「あの子」や「誰か」のために、
あなたの日常を犠牲にすることは
「大丈夫」なことですか？

あなた自身が、あなたの権利を回復しましょう。

和気町こどもの
権利を守る条例が
できました。

和気町こどもまんなか支援室
2026.4

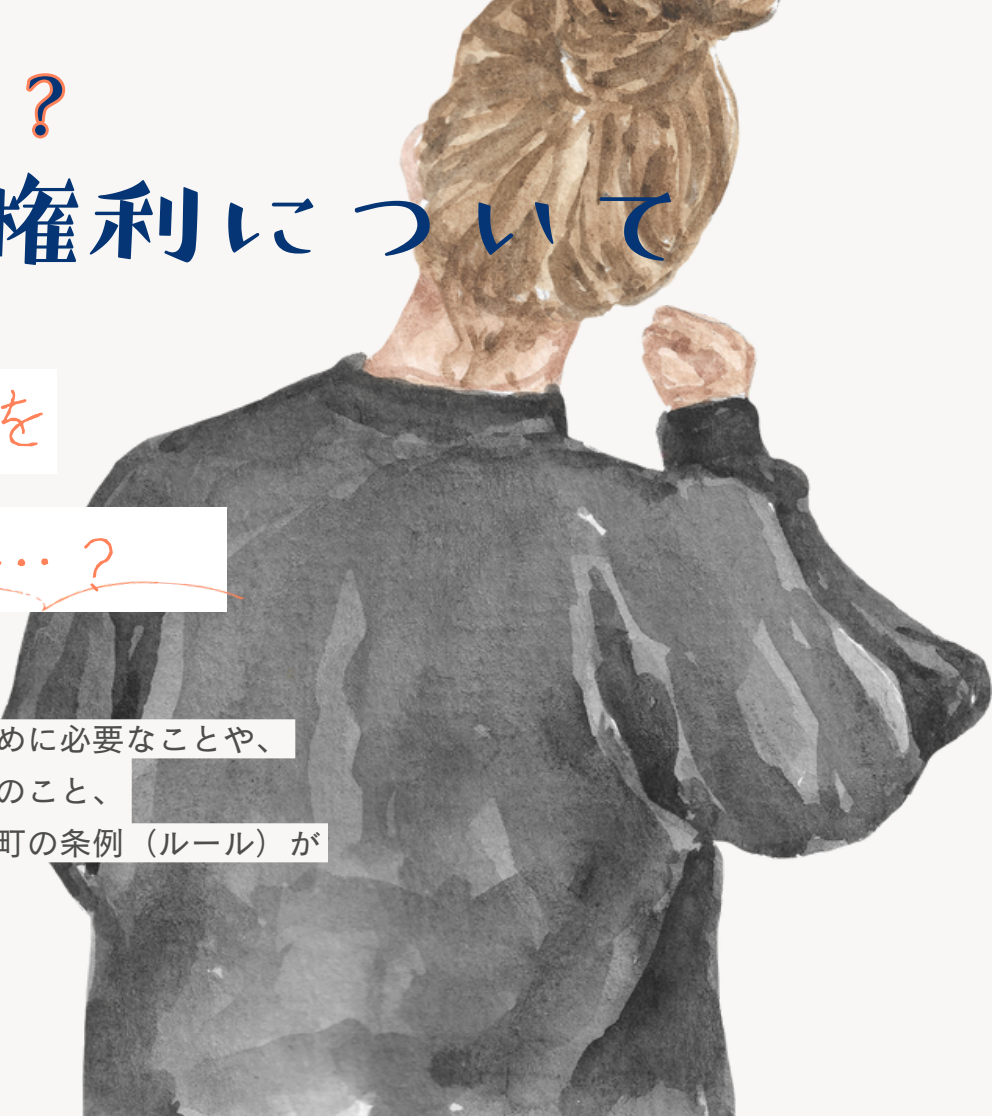


みんな知ってる？ こどもの権利について

互いの権利を

互いに守る…？

あなたが安心して生活するために必要なことや、
何者からも守られるべき権利のこと、
おとなの役割について、和気町の条例（ルール）が
制定されました。



4つの 基原則

◎児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）は、1989年に国連で採択され、日本は1994年に批准しました。生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利の4つの柱を基に、人種や性別、心身の障害に関わらず、全てのこどもが権利を持つ主体として尊重されることを定めています。
◎和気町もこの趣旨を踏まえて「和気町こどもの権利を守る条例」を制定しました。



安心して生きる権利

いじめや差別を受けず、心と体の安全が守られることです。安心して
きる家や食事、教育が保障され、
自分は大切な存在だと認められ、
こわがらずに毎日を過ごすための
大切な権利です。

自分らしく生きる権利

周りとは比べられたり決めつけられたりせず、“そのままの自分”を大切に
してもらえることです。思い悩むこ
とも含めて、あなたの人生をあな
たらしく歩んでいい、という大切な
権利です。

自分の意見や気持ちを伝える権利

自分に関わることについて意見を持
ち、学校や家庭など身近な場面
で安心して伝えられることができ
て、その考えが尊重されることを保
証します。日常を送るための土台
になる権利です。

支援を受ける権利

特別に困った時だけのものではなく、
日常の中で当たり前を使う権
利です。わからないことを聞いたり、
しんどさを誰かに伝えたりする
ことは、自分らしく生活するための
自然な選択の一つです。

和気町のおとなが大事にするのは

あなたの言葉を聞き流さず、対話を重ねていくこと

和気町のこどもの権利条例の特色のひとつは、
第10条で「対話」を大切にしていることです。
対話とは、相手の声をただ聞くだけでなく、そ
の意味を考え、受け止め、返事をするこ

うれしい気持ちも、不満や怒りも、真剣
に向き合い、こどもだからと聞き流さな
い。あなたの思いを大切にす町である
というメッセージです。



「発信する自由」＝SNSで何を書いてもいい？

発信する自由はあります。でも、うわさや悪口、無断での写真投稿は、
相手の尊厳やプライバシーの権利を傷つけることになります。



「自分らしく生きる権利」＝自分の好きなようにしていい？

自分らしさは大切。でも、学校の決まりを無視したり、周りに迷惑をかけたりするこ
とは、他の人の安心や学ぶ権利を傷つけることがあります。

権利は「自分だけのもの」ではなく、「みんなで守り合うもの」。
自分の権利を大切にすることは、同時に、相手の権利も大切にすることです。

していませんか？ 権利侵害！！

